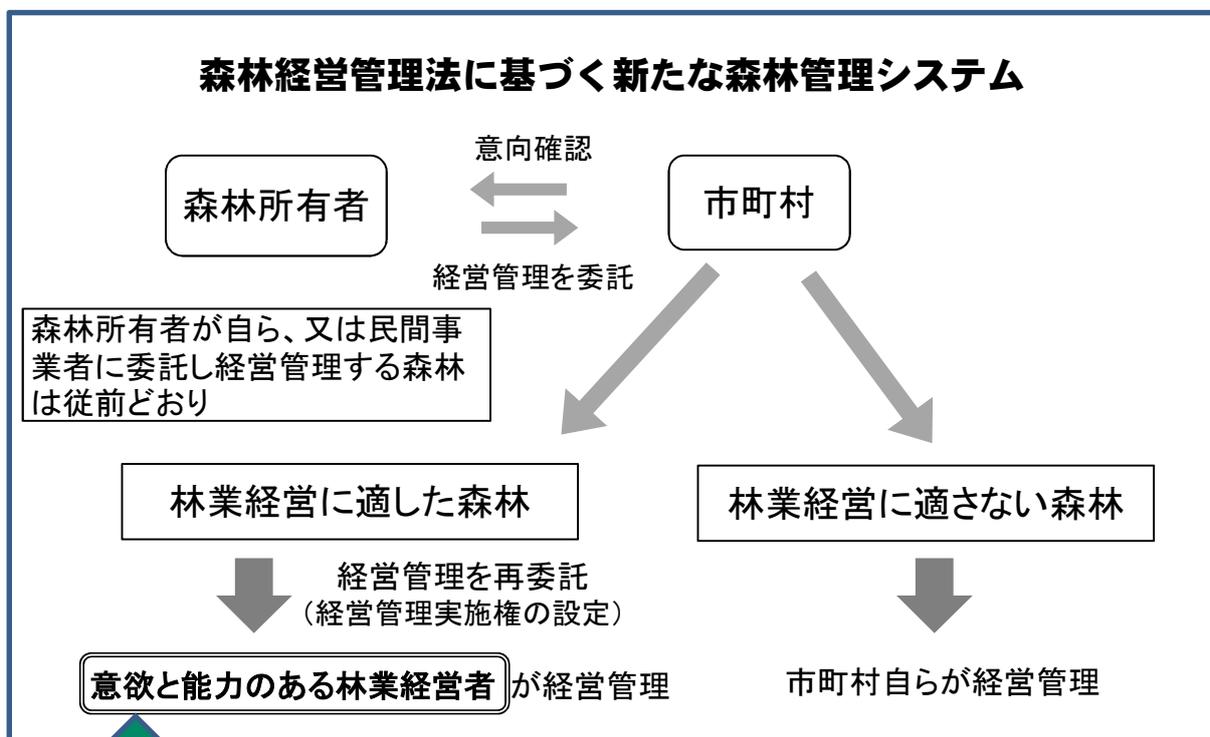


(独)農林漁業信用基金の新たな業務
林業経営者に対する経営の改善発達支援のイメージ

平成31年4月1日に森林経営管理法が施行され、「新たな森林管理システム」が動き出します。

この中で、独立行政法人農林漁業信用基金は、市町村が取りまとめた森林の経営管理を行う林業経営者に対する支援を行って参ります。



経営管理実施権の設定を受けた林業経営者の経営の改善発達を支援

新たな森林管理システムにおける農林漁業信用基金の新たな業務

- 経営の改善発達支援について周知、事前調査
- 経営状況の分析・評価
- 資金繰りに関する助言
- 原料調達や販路に係る助言
- 経営改善に資する計画の作成支援
- その他

経営改善の状況を一定期間モニタリングし、必要に応じて追加的な助言等